

改正

平成27年3月30日告示第36号
平成28年10月4日告示第99号
令和2年9月25日告示第102号
令和3年3月4日告示第36号

遠賀町女性人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、各専門分野において識見又は経験を有する女性及びまちづくりに関心のある女性の情報を蓄積して、遠賀町女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置し、審議会等の委員を選出しようとする課・局の長（以下「審議会等担当課長等」という。）に適切な情報を提供することにより、審議会等への女性委員の積極的登用を進め、もって遠賀町男女共同参画推進計画に定める政策決定過程への女性の参画促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令により設置される審議会及び委員会
- (2) 条例により設置される審議会及び委員会

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクへ登録できる者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に在住、在勤する18歳以上の女性（高校生は除く）
- (2) 本町に関心があり、本町の審議会等の委員として活動する意欲がある者又は福祉、教育、文化等の各分野において、専門的な知識若しくは活動実績のある者若しくは資格を有する者
- (3) 本町の一般職の職員（会計年度任用職員及び臨時職員を除く。）、常勤の特別職の職員及び議会の議員でない者

(登録)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、遠賀町女性人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書の提出があったときは、これを速やかに審査し、女性人材バンクに登録するか否かを決定し、その結果を遠賀町女性人材バンク登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

3 女性人材バンクに登録しない決定をした申込者に対しては、町長は、前項の通知をするにあたり、その理由を付さなければならない。

(台帳の登録)

第5条 町長は、前条第2項の規定により、申込者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、遠賀町女性人材バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に当該申込者に関する必要事項を登録する。

(登録の期間等)

第6条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から当該登録台帳に登録された者（以下

「被登録者」という。) から登録の抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、登録抹消申出書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、第3条に定める要件を満たさなくなったときは、これを職権で抹消することができる。
- 4 町長は、前項の規定により抹消した場合は、文書により被登録者に通知する。
- 5 町長は、登録した日から概ね5年ごとに被登録者に登録継続の意思を確認するものとする。
(登録内容の変更等)

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出は、申込書により行うものとする。
- 3 被登録者が登録内容の変更又は削除を申し出たときは、町長は速やかにこれを変更し、削除する。
- 4 前項に規定する場合のほか、町長は、情報が事実と反することが判明したときは、職権でこれを修正し、抹消することができる。

(登録台帳の管理)

第8条 町長は、登録台帳を住民課長(以下「管理者」という。)に管理させるものとする。

- 2 管理者は、登録台帳を遠賀町個人情報保護条例(平成17年条例第6号)に基づき、厳重に管理しなければならない。
- 3 管理者は、登録台帳の個人情報を審議会等の委員の選出以外の目的のために使用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 被登録者本人の同意があるとき
 - (2) 公益上の必要、その他相当の理由があると町長が認めるとき

(登録台帳の閲覧)

第9条 登録台帳の閲覧を希望する審議会等担当課長等は、遠賀町女性人材バンク登録台帳閲覧簿(様式第5号)に必要な事項を記入し、管理者の承認を得なければならない。

- 2 審議会等担当課長等は、当該閲覧によって得た情報を、委員の選出以外の目的に使用してはならない。
- 3 審議会等担当課長等は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの運営及び管理に関し必要な事務は、住民課において行う。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日告示第36号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月4日告示第99号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日告示第102号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年 月 日告示第 号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。